

○財務省告示第四百四十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年五月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（法第二十条の二第一号に規定する電子決済手段等の管理に関する契約を含み、ロを除き、当該居住者が当該非居住者から預金又は電子決済手段等を受け入れるものを除く。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（電子決済手段等の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下「債権の発生等に係る取引」という。）（二、ホ、チ及びリにあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ヲに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イムム 略」

二 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の信託契約（ロを除き、当該居住者が当該非居住者から受託するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引（ハ、ニ、ト及びチにあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ルに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イムム 略」

二の二 「略」

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含み、ロを除き、当該居住者が当該非居住者から預金又は暗号資産を受け入れるものを除く。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下「債権の発生等に係る取引」という。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ヲに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イムム 同上」

二 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の信託契約（ロを除き、当該居住者が当該非居住者から受託するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ルに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イムム 同上」

二の二 「同上」

三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約のうち、電子決済手段等の貸付契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引（イ、ロ、ホ及びビへにあつては、当該非居住者のために当該非居住者以外の名義で行われるものその他の当該非居住者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

「イ〜ツ 略」

三の二 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、ロシア連邦を原産地とし、購入価格が上限価格を超える海上において輸送される原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する居住者による非居住者に対する金銭の貸付契約又は債務の保証契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約又は電子決済手段等に移転する義務の保証契約を含み、債務の保証契約にあつては債務者が非居住者である場合に限る。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、当該取引のうち、当該原油若しくは石油製品の上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、又は当該書面の入手が困難な者にあつては、当該購入価格が当該原油若しくは石油製品の上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、若しくは当該取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載しているときは、この限りでない。

四 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者からの金銭の借入契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等の貸借契約のうち、電子決済手段等の借入契約を含む。）又は当該非居住者に対して債務の保証をする契約（法第二十条の二第二号に規定する電子決済手段等に移転する義務の保証契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに

三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約のうち、暗号資産の貸付契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引

「イ〜ツ 同上」

三の二 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、ロシア連邦を原産地とし、購入価格が上限価格を超える海上において輸送される原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する居住者による非居住者に対する金銭の貸付契約又は債務の保証契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約又は暗号資産に移転する義務の保証契約を含み、債務の保証契約にあつては債務者が非居住者である場合に限る。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、当該取引のうち、当該原油若しくは石油製品の上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、又は当該書面の入手が困難な者にあつては、当該購入価格が当該原油若しくは石油製品の上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとき、若しくは当該取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載しているときは、この限りでない。

四 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者からの金銭の借入契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約のうち、暗号資産の借入契約を含む。）又は当該非居住者に対して債務の保証をする契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産に移転する義務の保証契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との

掲げる非居住者との間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

〔イ・ロ 略〕

〔五〇八 略〕

九 法第二十条第二号、第五号又は第十一号に規定する資本取引のうち、居住者による対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいい、電子決済手段等の貸付けであつて同項に規定する金銭の貸付けに相当するものを含む。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの

十 〔略〕

備考 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

〔イ・ロ 同上〕

〔五〇八 同上〕

九 法第二十条第二号、第五号又は第十一号に規定する資本取引のうち、居住者による対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいい、暗号資産の貸付けであつて同項に規定する金銭の貸付けに相当するものを含む。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの

十 〔同上〕

備考 〔同上〕